

# 令和7年度 第3回大阪府彩都バイオベンチャー 設備費補助金の募集について

「大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金」は、彩都バイオインキュベータ、彩都バイオヒルズセンター（府認定のインキュベーション施設）及び彩都バイオイノベーションセンター（以下「彩都のバイオインキュベーション施設」とする。）に入居するバイオベンチャー企業の皆様が、研究設備を導入する際に要する経費の一部を補助（助成）する制度です。

今回、本制度の対象となる研究設備を導入する事業者（5ヶ年の補助対象期間が終了した企業、大企業及びNPOを除く。）を次のとおり募集します。

ご不明点がございましたら「大阪府ライフサイエンス産業課（連絡先は末尾記載）」までお問合せください。（別添FAQも併せてご参照ください。）

## 1 募集期間

### 第3回 令和7年9月2日(火)～9月17日(水)

※補助金の交付決定は、令和7年10月1日(水)を予定しています。

※補助金交付決定日以降、令和8年3月31日(火)までに、発注から支払、実地検査までの一連の手続が完了する研究設備が本事業の対象となります。

※募集期間中であっても、補助申請総額が当該年度の予算額に達した時点で、受付を終了いたします。

○第4回目以降の募集期間および交付決定日(予定)

	募集期間	交付決定日
第4回	令和7年11月4日(火)～11月18日(火)	令和7年12月1日(月)

※募集期間中であっても、補助申請総額が当該年度の予算額に達した募集回で、受付を終了いたします。

※第4回募集締切後に入居した企業がある場合や、予算の執行状況等を踏まえ、令和7年12月から翌年2月末までの交付申請を受け付ける場合がございます。

## 2 交付対象者

彩都のバイオインキュベーション施設の入居者で、資本金3億円以下又は従業員50人以下、かつ彩都のバイオインキュベーション施設の賃借期間が5年以下のバイオベンチャー企業（起業を予定している個人を含む。）が対象です。

ただし、大企業又はその役員から2分の1以上の出資を受けている会社は除きます。

### 3 対象となる研究設備

入居に際し、又は入居中に導入する研究開発に必要な研究設備のうち、以下のものが対象となります。

一括払いによる購入の場合	1設備あたり取得金額が10万円以上のもの
リース及び割賦契約による購入の場合	1設備あたり取得金額が50万円以上のもの

※原則として、補助金交付決定日以降、新たに発注、契約する設備に係る経費が補助対象となりますが、「リース及び割賦契約」については、府の補助金交付決定日以前に発注、契約した設備についても、補助金交付決定日以降の経費を補助対象とします。

※取得金額とは設備本体の価格(消費税分を除く。)です。メンテナンス費用や設置工事費用等の諸経費は含みません。

※主に事務目的(例:事務用パソコン等)の設備は補助対象になりません。本補助金を利用したパソコン等の導入をご検討の場合は大阪府ライフサイエンス産業課までご相談ください。

### 4 補助金額及び補助率

(1)補助金額は設備に要した費用の2分の1以内で、一会計年度あたり一企業100万円(※)が限度です。

(2)本補助金は入居期間中、5ヶ年度にわたり申請が可能です。一企業あたり入居期間中の補助金額は最大500万円です。

※本補助金以外の国又は大阪府の補助金等を充当した設備については、他の補助金の補助対象経費を控除した額を補助対象経費とします。

### 5 補助対象となった設備の取扱い(台帳の作成、定期検査、処分制限について)

(1)本補助事業の対象となった設備については、対象設備であることを明示する管理シール(大阪府配付)を貼付するとともに、保管状況等がわかる管理台帳を作成のうえ、管理台帳を10年間管理していただく必要があります。

また、当該台帳に基づき、対象設備の設置・使用状況等について、府職員による定期的な検査を実施します。

(2)補助金の交付を受けた日から指定する日までの間に対象設備を処分する場合は、必ず知事の事前承認が必要となります。承認を得ずに処分をするなどの不正が明らかになったときには、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消、期限を定めて当該取消に係る部分の補助金の返還を命ずることがあります。

◇ 処分とは、次のような場合を指します。

●補助金等の交付の目的に反して使用すること(彩都のバイオインキュベーション施設以外の場所において使用する場合を含みます)

●譲渡すること

●交換すること

●貸し付けること

●担保に供すること

◇ 知事が承認する場合は、次のとおりです。

●他のバイオベンチャー企業により、対象設備が彩都のバイオインキュベーション施設内で有効に活用される時

●補助金の一部を返納するとき

●天災地変等によりき損又は滅失したとき

●補助事業者が再生、破産手続き等を行ったとき

●退去又は転居等に伴い補助対象財産を府内で移動するとき

## 6 提出書類等

次の書類をA4版で各1部(正1部)提出してください。

- 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金交付申請書(様式第1号)
- 会社(事業)概要及び研究内容(様式第1号 別紙1)
- 補助事業内容説明書(様式第1号 別紙2)
- 補助事業内容説明書(様式第1号 別紙2—参考)
- 彩都のバイオインキュベーション施設の賃貸借契約書(写)
- 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書、直近の株主総会以降分)、個人事業主の場合は住民票  
※原本を提出してください【郵送での提出可】
- 会社概要のわかる書類(パンフレット等)
- 要件確認申立書(様式第1-2号)
- 暴力団等審査情報(様式第1-3号)
- 補助対象設備の見積書(写) ※代表者名の記載、社印の押印必須
- 補助対象設備の比較見積書(写) ※代表者名の記載、社印の押印必須
- 補助対象設備のパンフレット等
- 補助対象設備の使用方法等についての説明書 ※様式自由  
(補助対象設備の「概観及び主な仕様」・「機器の使用法」・「事業との関連」・「機器導入による効果」について)
- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者を超える範囲の大企業又はその役員から2分の1以上の出資を受けていないという旨の申告書  
※様式自由
- リース・割賦で設備を購入する場合のみ、支払計画の分かる書類  
その他知事が必要と認める書類

## 7 個人情報の取り扱いについて

申請時にお預かりした個人情報は、本補助金の交付事務において適正かつ円滑に実施することを目的として使用し、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき適正に管理します。

## 8 申請方法

メールまたは郵送

●メールアドレス

[life-science@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:life-science@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※電子メール送信後、電話にて必ず到着確認をすること。  
(連絡先は5ページを参照)

●郵送先

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 25階

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 ライフサイエンス産業課 連携促進グループ

※令和6年6月17日に執務室を移転しています。送付先にご注意ください。

※補助金交付決定前に発注済の研究設備(リース及び割賦契約を除く)は、補助対象外となりますのでご注意ください。

※補助金交付決定後の手続は、次のとおりとなります。

**【補助事業の実績報告】**

研究設備の納品及び代金の支払が完了した翌日から1ヶ月以内に、次の書類を提出してください。(リースの場合は、最終支払日から1ヶ月以内)

- 補助事業実績報告書(様式第8号)
- 契約書(写)又は発注書(写)
- 納品書(写)
- 請求書(写)
- 領収書(写)等の支払いが確認できるもの
- 現況写真

**【実地検査】**

実績報告後、府担当職員による実地検査を行います。

**【補助金の請求】**

検査合格後、補助金額の確定を行います。

補助金額の確定通知書を受領された後に、請求書を提出してください。

- 補助金交付請求書(様式第9号)

## (参考)申請書類 様式一覧

- 様式第1号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金交付申請書  
別紙1(創業後の場合)または別紙1-2(創業前の場合)、別紙2
- 様式第1-2号 要件確認申立書
- 様式第1-3号 暴力団等審査情報
- 様式第2号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金補助事業者の要件を満たさなくなった旨の届出書
- 様式第2-2号 該当事項届出書
- 様式第3号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書
- 様式第4号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書
- 様式第5号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業遅延等報告書
- 様式第6号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業の額の変更承認申請書
- 様式第7号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る変更交付申請書
- 様式第8号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業実績報告書
- 様式第9号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助金交付請求書
- 様式第10号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業状況報告書
- 様式第11号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助金概算払交付請求書
- 様式第12号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る財産処分承認申請書
- 様式第13号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る財産受領報告書
- 様式第14号 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る財産移動報告書

様式は大阪府のHPに掲載しております。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/bio/bio-incubation/index.html>

大阪府 バイオ 施設 検索

【提出先】 〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 25階

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 ライフサイエンス産業課 連携促進グループ

Eメール: life-science@sbox.pref.osaka.lg.jp

【問合せ先】 (Tel) 06-6210-9818 (Fax) 06-6210-9296